介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費の違い　＜熊本**県外**所在の居宅介護支援事業所用＞

担当している利用者が使っているサービスは、総合事業ですか？予防給付ですか？

総合事業：訪問型ｻｰﾋﾞｽ（現行相当・緩和型・家事おたすけ隊）と通所型ｻｰﾋﾞｽ（現行相当・緩和型・通所型ｻｰﾋﾞｽ・活動Ｃ（からだ元気教室））

予防給付：総合事業以外の介護保険サービス。

総合事業だけ利用している

介護予防ケアマネジメント費の請求書と内訳書を作成し、サービス提供月の翌月10日までに当センターに提出してください。

※請求書は本業務専用様式を市ホームページからダウンロードしてください。
※10日が土日祝日の場合は、直前の営業日まで。

荒尾市で内容を審査し、請求書を提出した月の第四木曜日に請求書に記載された口座に本市から支払います。

※祝日の場合は、直前の営業日。

予防給付だけ利用している

総合事業と予防給付を両方利用している

介護予防支援費の請求書と内訳書を作成し、サービス提供月の翌月10日までに当センターに提出してください。

※請求書は本業務専用様式を市ホームページからダウンロードしてください。
※10日が土日祝日の場合は、直前の営業日まで。

複数の利用者を支援していて、利用者ごとにサービスの種類が異なる場合は、「総合事業だけ利用している」利用者の分は介護予防ケアマネジメント費の請求書と内訳書を、「予防給付だけ利用している」・「総合事業と予防給付の両方を利用している」利用者の分は介護予防支援費の請求書と内訳書を作成・提出してください。

荒尾市地域包括支援センター　令和2年2月作成（令和8年4月一部修正）